

奨学金問題の現状と課題

著者	柴田 武男
雑誌名	キリスト教と諸学 : 論集
巻	Volume30
ページ	(47) - (60)
発行年	2017-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1477/00002360/

奨学金問題の現状と課題

柴田 武男

1. はじめに…何が問題になっているのか

家計収入が減少を続けているなか、大学の学費は逆に高騰して、初年次納入金は私立大学で平均 131 万円、国立大学でも入学金 28 万と授業料 53 万円で約 81 万円かかる。これを家計収入で購うわけだが、その家計収入も低減している。家計収入で対応出来なければ、借金に頼らざるをえない。学費は高騰し、家計収入が低減すればその差額を補う借金の額は膨らむ。膨らむ金額が返済能力を超えれば、借金で対応するということも困難になる、これが奨学金問題の現状である。

では、なぜそうなって、どうすれば良いのかという問題になる。まず最初のなぜそうなったのかというと、国家財政の逼迫を原因として、奨学金制度を金融事業にするという改革、具体的には 2004 年に行われた日本育英会から日本学生支援機構への改組によって、有利子化がさらに拡大し、取り立ても厳しくなったということにある。では、どうしてそうなるのかというと、有償資金である財政融資資金を奨学金の原資として活用したからである。

それでどうなったのかというと、延滞者の急増である。日本学生支援機構によると、3 か月以上の延滞者の数は、平成 21 年度末には 21 万 1 千人、以降、毎年減少しているが、平成 27 年度末には 16 万 5 千人ということで、全返済者に占める割合は 4.2% となっている。公表されていないが、日本学生支援機構の債務を含んでの自己破産者は、累計 1 万件と報道されている。(NHK「クローズアップ現代」2016 年 6 月 2 日放送)

何でこうなるのか、問題を整理すれば、入口と出口のねじれ現象であ

る。日本学生支援機構の奨学金は、18歳の高校生に進学に必要なお金として月額12万円まで利用できる。返済能力の審査はない。就職どころか、どこの大学に進学するかも分からない段階の高校生に返済能力を問う術はない。しかし、出口はそうではない。卒業後半年して返済が始まる。返済が滞れば延滞金が生じ、一括返済に追い込まれる。サービサーという名の債権回収業者が担当する厳しい督促状況がある。入口は奨学金事業であるが、出口は金融事業である。このねじれ現象が、奨学金問題の本質である。

本稿では、こうした流れを歴史的な経緯を含めて日本学生支援機構による奨学金問題の現状と課題を明らかにするものである。

2. 奨学金問題の原点…大日本育英会の設立

日本の国家的レベルで最初の奨学金制度は、1943年10月18日に発足した財団法人大日本育英会である。最初の奨学生の採用合計数は大学326名、高等学校226名、大学予科52名、専門学校436名、女子専門学校7名、中等学校708名、女子中等学校18名の総計1773名というものであった。（日本育英会『日本育英會二十年記念誌』40頁1964.03.27）奨学金としての金額は、中等学校年額240円、専門学校、高校および予科年額600円、大学年額800円を基準とするものであるが、当時の授業料平均年額はそれぞれ55円、80円、120円であったから、それを大幅に超えている。学生生活費として実験費を含んだ授業料、その他の学校納付金、教科書、服装費などに留まらず、経常費として居住費、食費、通学費、書籍・文具費、雑費その他を基礎に計算されていたからである。父兄その他の援助なしで修学できる金額を目標として設置されていたのである。対象人数は圧倒的に少ないが、奨学金の一人当たりの絶対額としては現在より遙かに多かった。それは、教育の機会均等を理念とする奨学ではなく、エリート養成の育英という理念から設立されたからである。

ここで留意すべきは、1943年10月18日に設立された大日本育英会は

財団法人組織であり、また、この奨学金は貸与型であったことである。さらに、設立の日付けに注目すべきである。戦時下で戦局が不利とされ、20歳以上の学生の兵役免除がとかれ、いわゆる学徒出陣式が行われたのが、1943年10月21日である。学業奨励として国費を投じて奨学金制度を設立しながらも、その三日後に学生たちを戦地に赴かせる出陣式を行うとは壮大な矛盾ではないのか。

なぜ、戦時下、それも戦局が不利な時に国家的な奨学金制度が設立されたのか。それは一見矛盾しているかに思えるが、そうではない。むしろ、日本最初の国家レベルの奨学金制度は戦時下だからこそ設立できたのである。まず、その理由を明らかにしたい。

戦争に国力の全てをかけて総力戦となるが、その結果、工場動員などで教員志望者が極端に減少した。また、戦死者が増えるにつれて戦争遺児の問題が深刻化してきた。「聖戦」という尊い国家的目標で殉じたのに、その残された子どもが家計の窮迫で進学できない、高等教育が受けられないと言うことでは戦意高揚の点で問題が生ずるという認識である。教える側も教えられる側も欠乏するというのは、国家目標において深刻な問題となった。戦争遂行は大東亜共栄圏の設立を目標としていたのであるが、戦争に勝って大東亜共栄圏を確立したとき、アジアの万民を誰が指導するののかという問題である。このままでは、大東亜共栄圏を設立しても、そこで指導する者がいないという深刻な事態が出現したのである。戦争に勝てば良いというのではなく、大東亜共栄圏を設立してアジアの万民を大和民族が指導するというから「聖戦」なのである。奨学金によって、大東亜共栄圏を指導するエリートを育成し、また、戦争遺児の問題を軽減して戦意高揚をはかる、という戦時下ならではの論理によって奨学金制度は設立されたのであった。戦時下だからこそ、急ピッチに全国的な奨学金制度が整備され、それがあまりに急ピッチであったために年度途中の財団法人組織として設立されたのである。大日本育英会法が成立したのは1943年2月5日であり、これによって財団法人から特殊法人へと改組され、特殊法人大

日本育英会として発足するのがすでに敗色濃厚な 1944 年 4 月 20 日である。戦時下だからこそ国家的奨学金制度が設立されたという歴史の皮肉である。

もう一つの問い、ではなぜ貸与型なのか。奨学金には、給付型と貸与型があるが、日本の国家的奨学金はすべて設立時から貸与型奨学金であった。戦意高揚、大東亜共栄圏の指導者育成という国家理念に支えられながら設立した奨学金制度がなぜ給付型ではなく、貸与型なのか。国家的奨学金制度の設立が検討され始めた時点から、どちらを選択すべきかの議論があった。結局、次のような議論が勝った。

財団法人大日本育英会設立に関して、文部省による当時の解説文がある。

「本来わが國の育英制度は、我が國独自の家族制度の本義に則り、その美風に立脚すべきものであつて、欧米諸國にみられるような自由主義、個人主義に基づく社会政策的な育英制度とはその根本の趣旨を異にしてをります。我が國では、親は子をその才能に應じて 出来るだけ教育し大君に捧げまつる責務を有するものですが。この親の責務に對する協力の意味で、本育英制度が考へられたわけで、この制度の運営に當つては、特にこの點が留意されてをります。」(「大日本育英會の誕生」内閣情報局編『週報』(1944 年 2 月 2 日号, 20-25 頁))

子の教育は親の責任であり、この家族主義はわが国独自の美風であるとするものである。国家が教育費を給付すれば親の有り難みが薄れ、家族主義の美風を損なう虞れがあり、貸与としなければならないというものである。貸与制は財政的な問題だけでなく、家族主義の美風の下に選択された制度であった。

3. なぜ有利子なのか…第二種奨学金創設の論理

大学進学率の上昇に伴い、奨学金の利用金額も増大してきた。戦後、大日本育英会から引き継がれた奨学金事業は日本育英会が担ってきたが、当

初、無利子の奨学金しかなかった。日本育英会の奨学事業の有利子化を最初に指摘したのは、1980年7月に出された大蔵省主計局編『歳出百科』であり、「わが国財政は、歳出総額の3分の1を国債でまかなうという異常な状況になっています。財政によるインフレを回避し、国民生活の安定と経済の発展のためには、財政再建すなわち国債依存体質からの脱却が急務となっています。」という財政全般にわたる危機意識からの提案である。

日本育英会の奨学事業は、それまで一般会計、即ち税金の投入によって運営されていたのであるが、この提案を受けて、1984年の日本育英会法の改正によって財政融資資金の導入、日本育英会債の発行、そして奨学金の有利子化が実現するのである。この改革に込められた理念は「財政再建に当たっては、より基本的には、行政サービス水準とそのための負担水準のあり方について考えていく必要がある」というものであるが、これこそ受益者負担論に他ならない。

奨学金の有利子化は、財政再建策の一環として行われたのであるが、単純にお金が無いから有利子化というわけではない。奨学事業の有利子化を含めた金融事業への以降の土台作りをしたのが、経団連会長名誉会長の土光敏夫が会長に就任した第二次臨時行政調査会（第二臨調）であった。その根本理念は、「国民が自分のことは自分で解決するという自立の精神と気概」というものであった。この理念からすれば、国から金をもらったり、無利子で借りたりするのも論外となる。大日本育英会発足の戦時下の論理、親が子の教育費の面倒をみるという家族主義の「美風」と相似形をなす。

しかし、土光の時代は戦時下ではない。それを支えたのが、「この時期の財政は、なお赤字公債の累積がつづいてきたから、放置すれば増税が避けられない。それを承知であえて「増税なき財政再建」を旗印に掲げた土光臨調は、第一次石油ショック後の財界が実行した減量経営を政府に対しても要求したのである。その背後には、一九八〇年代の世界をおおう自由経済への回帰の思想があった。——中略——この答申の背景には、第一次

石油ショックを減量経営で乗り切ったという財界の自信」(中村隆英『昭和史(下)』東洋経済新報社(KINDLE版)2012.09.01、「鈴木内閣と臨時行政調査会」)であったという指摘は的確である。国による奨学金制度の金融事業化は、単に財政再建策として行われたのではなく、東芝を再建し、石油ショックを乗り越えた土光敏夫というの財界総裁の自信に溢れた日本資本主義の成果を「国民が自分のことは自分で解決するという自立の精神と気概」として国民に押しつけるものであった。

4. 膨張する奨学金事業…激変する進学状況

日本学生支援機構の奨学金事業は、年間1兆1000億円の予算規模を誇り、毎年約45万人の大学一年生が利用を始める。全体で言えば、大学・大学院など高等教育機関全体で約348万人の学生のうち133万人、38.0%(2.6人に1人)が利用している。日本学生支援機構の奨学金事業が膨張しているのは、単純に大学生が増えているからである。

大学への進学状況は、激変している。18歳人口は1992年度の205万人から2014年度118万人と激減しているが、大学入学者は54万人から62万人へと増加している。大学進学率が上昇しているからで、大学(51.5%)、短大(5.1%)、高専(0.9%)、専門学校(22.4%)で、高卒で終わらず、進学する高校生は79.8%である。1986年の高卒での進学率50%という時代から、約8割の高校生が上級学校に進学している。大学に限っても、約120万人の18歳人口のうちほぼ半数以上が進学するという状況で、1960年の大学進学者16万人、進学率8%という時代からすれば、激変している。大学生が学歴エリートから、過半数が進学する普通の学歴となったのである。

生活が豊かになって進学率が向上したのではない。1996年まで子供のいる世帯の平均所得は上昇して781.6万円になったが、その後は低落して2014年には712.9万円となっている。それに反して大学の学費は高騰し、現在は入学時に納める初年度納入金は私立大学で平均131万円、国

立大学でも入学金 28 万と授業料 53 万円で約 81 万円かかる。授業料だけみても、私大では 1981 年度に平均約 38 万円だったが、2014 年度には約 86 万円と上昇している。特に私立大学の学費が高いのは、国からの補助金が少ないからで、「私大の人件費や教育研究費、光熱費など大学運営にかかる主要な「経常的経費」の総額は、15 年度に 3 兆 1773 億円（速報値）だった。これに対し、877 の私大（短大、高専も含む）に渡された補助金は総額約 3153 億円で補助割合は 9.9% になった。」（朝日新聞 2016 年 9 月 19 日号）という少なさが指摘されている。

家庭からの支援が少なければバイトで収入を補わなければならないが、1996 年度で学生の生活費のうちアルバイトは 17.6%、金額としては年間約 36 万円、2014 年度もほぼ同水準の 16.3% で約 32 万円となっている。アルバイトで学生生活を支える限界の数字とすでになっている。これ以上、バイトに時間を割く余裕は無い。大学の授業料は上昇して、家計収入は低下して支援する金額も減少して、アルバイトも限界、となると、学費の不足分は借金で補うしかない。これが、日本学生支援機構の奨学金事業膨張の理由である。

5. 民間の学費ローンについて

奨学金事業は規模の点で日本学生支援機構の問題が大きくクローズアップされるが、もちろん、民間金融機関のローンについても問題がないわけではない。ノンバンクのオリコが提供する学費サポートプランがある。学校提携教育ローンとオリコのホームページ (<http://www.orico.tv/gakuh/?do=confirm>) にはあるが、これは、正確に言うと教育ローンではなく、割賦販売ということになる。どこが違うかという、貸金業法の総量規制の対象にならないことである。貸金業法は貸金業者を対象にしているから、貸金業者から借入れをすると、すべての貸金業者からの借入合計が年収の 3 分の 1 に制限されるという総量規制がある。ところが、オリコの学費サポートプランは、割賦販売に分類されショッピングという

法律区分となる。業者から直接資金を借り入れれば、それは貸金として貸金業法の総量規制の対象になる。割賦販売は、お金は利用者に渡されず販売先に商品代金として渡される。借金としての経済効果は同じであるが、資金の流れで貸金か割賦販売かに別れて、割賦販売は経済産業省の規制対象として総量規制の対象とはならない。貸金業者を管轄するのは金融庁である。

オリコの学費サポートプランは、大学の授業料を商品として購入するショッピング扱いなので、その代金は直接大学側に渡されて、割賦販売という形式となる。だから、総量規制外となる。オリコのホームページには「よくあるご質問」として、「Q. 貸金業規制法の適用は受けますかという質問を表示して、「貸金業者からの借入残高が年収の 1/3 を超えているものについては新規の貸付を禁止する」という総量規制などの適用は受けません。また年収などを確認する資料の提出も必要ありません。」とその利用しやすさをアピールしている。

しかし、その代金は返済するのであるが、手数料名目となり、金利に換算するとかなりの高利となる。分割払手数料として表現される実質金利は、北海道は 4.20～4.3%、沖縄は 4.8% 程度、関東近辺は 3.9% と地域・大学によってかなり違う。オリコのホームページによると、提携校 2100 校以上、約 6 万人が利用という。オリコの個品割賦取扱高は 6027 億円 (2016 年 9 月 30 日現在) であるが、これは教育関連商品を含む数字であり、学費サポートプランだけの数字ではない。ノンバンクのオリコだけでなく、銀行各社の教育ローンはどこも手がけている。また、日本政策金融公庫による「国の教育ローン」(教育資金貸付) は、「平成 27 年度のご利用件数は約 12 万件」で、そのうち大学での利用件数は 49.2% で、一件当たり 149 万円となっている。(https://www.jfc.go.jp/n/company/national/pdf/goannai_2016_2.pdf#page=11)

日本学生支援機構以外の金融機関での教育ローンの利用金額はかなり大きい。こうした点からも、日本の高等教育が借金制度で支えられているこ

とが理解できる。

6. 日本学生支援機構の奨学金利用状況の意味

日本学生支援機構の奨学金事業の概要は、約 132 万人の学生に年間 1 兆円（2015 年度）を貸し付けて、その結果、奨学金の総貸付残高は 8 兆 9232 億円（2015 年度）となっている。総貸付残高約 9 兆円という数字の意味を考えるには、貸金業者との比較が参考となる。大手貸金業者など 1168 社が加入している日本貸金業協会の統計によると、奨学金と類似の金融商品として消費者向け・無担保貸付をみると 4 兆 528 億円（2016 年 9 月末）となっている。日本学生支援機構の約 9 兆円に対して、貸金業者は全体で約 4 兆円である。いかに、日本学生支援機構の 9 兆円という金額が大きいかわかる。

一人当たりの利用金額を考えるとさらに日本学生支援機構の存在感の大きさが理解できる。2016 年 9 月の営業月でみると、貸金業者での一ヶ月の利用金額は約 2200 億円で契約数約 97 万件で、一件当たり約 23 万円となる。日本学生支援機構の平均利用額は、第一種奨学金で 236 万円、第二種奨学金で 343 万円となっている。日本学生支援機構のは四年間の利用金額となるから、単純には比較できないが、一件当たりの利用金額の大きさは理解できる。

これだけ利用金額が大きいと、返済も問題となるので、具体的な数字で考察する。無利子の第一種奨学金で月額 54,000 円の貸与を 4 年間受けた場合、返還年数 15 年で計算して返還総額 2,592,000 円、毎月の返還額 14,400 円となる。有利子の第二種奨学金では、月額 80,000 円の貸与を 4 年間受けたとして、返還総額 3,904,917 円となる。内訳は、元金 3,840,000 円、利息 64,917 円である。これを返還年数 20 年で計算すると毎月の返還額 16,270 円となるが、これは利率は固定方式で 0.16%（平成 2017 年 3 月貸与終了者）と超低金利で利息も低くなっている条件での試算である。貸付利率において日本学生支援機構は優等生である。貸金業

者の貸付利率は、約 15%にも達する場合があるが、日本学生支援機構の利子は上限 3%と制度的に決まっている。ただし、利用金額が大きければ返済金額も大きくなり、平均としても毎月約 15,000～16,000 円程度の返済金額となり、それが約 15～20 年間続く。返済が滞りなく順調であれば問題ないが、病気や事故に遭って返済が滞ると一ヶ月遅れると翌月には二ヶ月分の支払となる。そうなると、一ヶ月で 30,000 円以上の支払となる。その結果、延滞金額は 880 億円に達している。1 日以上延滞者数は 32 万 8 千人、より深刻な 3 か月以上の延滞者は現在 16 万 5 千人である。三ヶ月分以上の金額をまとめて払うのはかなり困難となるが、延滞した金額については、5%の延滞金がつく。

では、日本学生支援機構の奨学金は返済だけの問題なのであろうか。そうではない。在学中にも問題は生ずる。成績が悪いと奨学金停止もありうる。数字で考察してみる。

適格認定というのがある。奨学金を受け取るに相応しい学生か日本学生支援機構がチェックすることである。チェック項目は、生活態度、健康、成績、経済状態であるが、一番重要視されるのが成績となる。「廃止」、「停止」、「警告」という三段階があり、廃止は奨学生の資格を失う。そうなると、在学中でも返済猶予願いを提出しないと返済が始まる。停止も支給が止まるが、学業成績の回復等で再開されうる。警告は支給が継続される。

日本学生支援機構は「適格基準の細目」を定めて、各大学に通知して、各大学はこの基準に沿って、大学側からの対応として日本学生支援機構に通知している。廃止は、概ね①「奨学金継続願」未提出者、②4 年間での卒業不可が確定し、且つ前年度の修得単位数が 10 単位未満の者、となっている。停止は、「奨学金継続願」を提出していながらも前年度の修得単位数が 10 単位未満であった者が対象となる。つまり、四年間で卒業の見通しがつかないような単位修得状況だと、奨学金の支給は廃止されたり、停止されたりするのである。

2014 年 10 月時点で、奨学金の支給を受けている大学生（短大を含む）

は、第一種奨学金、第二種奨学金合わせて約84万人いるが、そのうち廃止は1万2,137人、停止8,537人、警告13,321人、激励38,103人となっている。「学業成績不振」「学校処分等」で廃止および停止になったのは16,536人に達している。奨学金の支給が停止されれば、経済的に円滑な学業生活が困難になる。約84万人のうち、廃止・停止は約2万人、率にして2.4%という数字をどう評価するのか。決して高い数字ではないが、日本学生支援機構の奨学金を受けて、毎年約2万人が支給を停止させられるという実情は、奨学金をうけても厳しい学習環境が背後にあると推定せざるを得ない。

それでも、日本学生支援機構の奨学金を利用しないと大学に進学できない経済的事情があるわけだが、返済の問題を返済能力から考えてみる。莫大な借金があり巨額な返済金額が課せられても、それ自体は問題ではない。それをはるかに上回る収入があれば問題ない。逆に少額の返済金額でも、収入が乏しければ深刻な問題となる。返済能力とは、返済金額と収入とのバランスで決定される。

0.16%の利率固定方式で大学四年間月額8万円を利用すると、元金384万円、利息64,917円で返還総額390万4,917円となる。返済期間を最長の20年に設定しても月額返済金額16,270円である。日本学生支援機構の奨学金の返済は、大学を卒業して半年を経過した10月から始まる。初任給の水準で返済が始まるわけである。大卒初任給は、平均約20万円であるが、ここから社会保険料として健康保険、厚生年金、雇用保険、さらに所得税が引かれる。二年目は多少昇給するとしても、住民税の負担が生じるから、支給金額、いわゆる手取りは減る場合が多い。総支給額からこれらの金額を引いた天引きされる金額は、約2万円から3万円となる。2万5千円を天引き金額とすると、手取り17万5千円となる。

つまり、手取り17万5千円で平均的には1万6270円の返済が毎月始まる。奨学金の返済用にリレー口座が求められる。日本学生支援機構の奨学金返済用に指定した口座で、そこから決められた返済金額が引き落とさ

れ、残高が一円でも足りない引き落とされたい。翌月に二ヶ月分の引き落としが求められる。そうなると用意する金額は倍の3万2,540円となるわけだが、そこに社会人になると冠婚葬祭などの付き合いで不意の出費があつたりすると、たちまち返済困難になる。

平成24年就業構造基本調査という総務省統計局による調査があるが、15～19歳で雇われて働いている人は約92万7千人、そのうち正規の職員・従業員とされるのは約24万4千人で、いわゆる正社員の割合は26.3%となっている。15～19歳で働いているということは、方は中卒・高卒の学歴ということになるから、中卒・高卒で働き始めると約74%が非正規社員ということになる。高卒での就職機会は激減していて、1992年3月末167万6000件（求人数のピーク）から2010年3月末19万8000件（87%ダウン、最低水準）という状況となっている。平均賃金でも大学・大学院卒が396.4千円（男性）、高校卒が286.8千円（男性）という状況で、初任給でも高校卒162,544円、大卒で208,721円（2013年事務系）という賃金格差がある。生涯賃金に関しては多種多様な統計があるが、ここでは高校卒1億9040万円、大学・大学院卒2億5180万円（いずれも男子・「ユースフル労働統計－労働統計加工指標集－2012」）という数字を参考に掲げておく。

大学に進学すれば良い生活が保障されるという時代ではなくなっても、大学に進学しないとさらに厳しい状況がある。しかたなく大学に進学と言っても、これまで述べてきたように、その大学進学が経済的にもとても困難な状況になっているのである。奨学金を利用しないと進学できないが、その返済が大変だと言うことも理解されてきているので、それまでして大学に進学する意味があるのか、多くの人がこの疑問に突き当たっている。なぜここまで大学進学にコストが掛かるのか、それを借金で購わなければならないのか、これらの疑問は正当な問いかけである。

7. むすびにかえて…答えはあるのか

大学進学に多額の費用が掛かり、それを借金で購わなければならない事情は説明してきた。そのための借金制度は整備されていることも説明してきた。オリコの学費サポートプラン、各種銀行の教育ローン、そして日本政策金融公庫による「国の教育ローン」など借金制度は整備されている。さらに、日本学生支援機構は一兆円を超える奨学金事業費を用意している。借金制度は完備されている。それを利用すれば、ほとんどの高校生は大学に進学できよう。

しかし、これらは借金である。借金である限り返済が求められる。それも、初任給から20年間にわたって、平均でも一万五千円を超える返済金額になっている。それは、人々の生活を圧迫し、深刻な閉塞感を生じさせている。多くの人々が、なぜこんなに借金をしないと大学に進学できないのかと疑問の声を上げている。なぜ、そうなったのか。戦時下に誕生した大日本育英会の奨学金は、親が子どもの面倒を見るのが日本の家族制度の美風だという家族主義によって貸与型奨学金として生まれた。戦後は、財政再建の旗印の下、「国民が自分のことは自分で解決するという自立の精神と気概」という究極の自己責任論で奨学金事業は、有利子化に示されるように金融事業となっていった。2004年の日本育英会から日本学生支援機構へと奨学金事業を担う組織変更によって、金融事業としての性格は強まってきた。

そのことによって、日本の高等教育費は大きく抑えられてきた。国家財政的には顕著な成功を見た。高等教育が国民の借金で支えられて、お金をかけずに済んだからである。私立大学の経常経費の合計は約3兆2千億円、そのうち政府からの助成金は約3150億円に過ぎないから、10%にも満たない。結果として、OECD加盟国の平均の半分以下のGDP費0.5%（2010年）という安上がりなことになっている。

それが、私たちの選択してきた構造改革路線の結末である。高等教育に

国としてお金をかけずに借金制度で対応する、これが私たちの国の選択であった。しかし、家計所得が低下し、学費が高騰する中でこの借金への依存度は強まるばかりである。日本学生支援機構の奨学金は、第二種奨学金でそれまで10万円だったのを平成20年度(2008年)から月額12万円に増額した。借金の増額で対応してきたわけだが、今度は15万、20万と増やすのであろうか。延滞状況を考えると、月額12万円、四年間元金総額576万円でも限界を超えていると判断できる。つまり、学費問題は借金制度で対応出来る限界を超えているのである。限界を超えているから、延滞という状況が噴出しているのである。ではどうするのか。一つのアイデアは高収入の家庭しか進学を認めないという所得制限を設けることである。金持ちしか大学に行かなければ、学費問題はそれだけでほぼ解決する。ただし、それでは、近代国家の解とはならない。とすると、解は一つである。高等教育に税金を投入することである。はたして、未だに親が子の面倒を見るという家族主義の呪縛があり、「自分のことは自分で解決するという自立の精神と気概」という究極の受益者負担論が罷り通るこの国で、高等教育は国の責任でという議論が設立するのか。

奨学金問題の前に立ちふさがり壁が存在しているのである。高等教育の機会を広げて、学習機会の機会均等という理念を実現していくためには、まず、この家族主義の呪縛と受益者負担論を教育の論理から排除しなければならないのである。そうしなければ、高等教育は借金制度で対応するという現実を超えられないであろう。